

奈良市公私連携幼保連携型認定こども園指定法人募集

募集要項集（再公募）

【平成32年4月1日移管：奈良市立鶴舞こども園】

平成30年11月

奈良市子ども未来部子ども政策課

募集要項集（再公募） 目次

1	移管予定施設	1
2	移管年月日	2
3	移管の方法	2
4	応募資格	2
5	応募制限及び失格事項	3
6	今後の主なスケジュール	3
7	応募方法	4
8	選定方法	5
9	覚書の締結	6
10	移管に向けた施設整備	6
11	引継・共同保育	6
12	三者協議会	6
13	市議会における承認	6
14	協定の締結	7
15	その他	7
別紙1	奈良市立鶴舞こども園移管に係る諸条件	8
別紙2	奈良市立鶴舞こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型 認定こども園設置に係る協定骨子（案）	15
別紙3	指定候補法人の選定方法及び選定基準について	20
別紙4	法人選定及び法人選定後の主なスケジュール	23
別紙5	奈良市立鶴舞こども園移管前の運営等に関する覚書（案）	24
別紙6	引継ぎの概要について	27
別紙7	三者協議会の設置について	28
別紙8	施設整備に係る基本事項について	29
別紙9	土地の貸付契約に係る主な契約内容について	37
別紙10	建物譲渡に係る主な契約内容について	39

奈良市公私連携幼保連携型認定こども園指定法人募集要項

奈良市では、「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、統合再編や民間移管等のあらゆる手法により、市立幼保施設の認定こども園移行を進めているところです。この度、市立鶴舞こども園を民間移管し、平成32年度より「公私連携幼保連携型認定こども園」を運営する指定法人を募集します。

1 移管予定施設

(1) 現在の運営状況（平成30年9月現在）

施設名	所在地	施設の概要		
		敷地面積	建物延べ面積	建築年・建物構造
奈良市立 鶴舞こども 園	奈良市鶴舞 東町2-1	4,725㎡	756.48㎡	平成8年 鉄筋コンクリート 造2階建

※ 詳細は別紙8「施設整備に係る基本事項について」を参照してください。

	3歳	4歳	5歳	合計
学級数	1学級	1学級	1学級	3学級
利用定員	20人	25人	25人	70人
在園児数(1号)	12人	17人	14人	43人
在園児数(2号)	2人	0人	3人	5人

※ 詳細は別添の「鶴舞こども園について」を参照してください。

(2) 移管後の利用定員

移管後の学級数及び利用定員については、本市が下表に示す移管後の想定利用定員を下回らないよう設定してください。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				25人	30人	30人	85人
2・3号	9人	12人	15人	18人	18人	18人	90人
合計	9人	12人	15人	43人	48人	48人	175人
学級数				2学級	2学級	2学級	6学級

※ 移管初年度は、施設整備の進捗により、定員の特例措置が適用される場合があります。詳しくは募集要項別紙1の2(2)定員の特例措置についてをご覧ください。

2 移管年月日

平成32年4月1日

※ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）」第34条に規定する「公私連携幼保連携型認定こども園」として、奈良市が指定します。

※ 平成32年3月末まで奈良市立鶴舞こども園として運営を行います。

※ 3号認定子どもの受入については、原則として平成31年度中に施設整備を行い、移管当初より利用定員を設定してください。詳細は、募集要項別紙1の8、「施設整備に関する事」及び別紙8「施設整備に係る基本事項について」をご覧ください。

3 移管の方法

(1) 移管後の施設類型

「認定こども園法」第34条の規定に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」として、協定締結を経て、奈良市が指定します。なお、公私連携法人としての指定申請及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出などの必要な手続きを行ってください。

(2) 土地の取り扱いについて

原則として、事業用定期借地権設定契約での無償による貸付を予定しています。詳しくは、別紙9「土地の貸付契約に係る主な契約内容について」を参照してください。

(3) 既存建築物等の取り扱いについて

原則として、無償による譲渡を予定しています。詳しくは、別紙10「建物譲渡に係る主な契約内容について」を参照してください。

(4) 物品の取り扱いについて

移管予定の施設で使用している物品で本市が提示するもののうち、法人が希望するものについては、無償譲渡します。

4 応募資格

(1) 応募日時時点で次の要件のすべてを満たす法人

ア 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定に基づき設立された学校法人または社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定により設立された社会福祉法人であること。

イ 認定こども園法第2条第6項の規定に基づき設置された認定こども園又は学校教育法第1条の規定に基づき設置された幼稚園若しくは児童福祉法第39条第1項の規定に基づき設置された保育所を運営している法人であること。

(2) 本市の教育・保育行政をよく理解し、別紙1「奈良市立鶴舞こども園移管に係る諸条件」の内容のほか、指定法人選定後に奈良市と指定法人との間で締結する覚書及び協定書に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人であること。

- (3) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条に規定する暴力団等及び暴力団員等に該当しないこと。

※ このことについて、法人の役員について、管轄する警察署へ照会を行う場合があります。

5 応募制限及び失格事項

(1) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前述「4 応募資格」の有資格者であっても、本募集に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

- ① 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）及びその家族
- ② 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ③ 選定委員が大学に所属する場合において選定委員の研究室に所属する者

(2) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案に係る応募法人は失格とし、法人選定の対象から除外します。

- ① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められた場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類を提出した者が選定委員会による選定の前後に、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず本募集に関する接触を求めた場合
- ④ 選考審査に関する不当な要求があった場合
- ⑤ その他市が不正と認める行為があった場合

6 今後の主なスケジュール

詳細については、別紙4「法人選定及び法人選定後の主なスケジュール」を参照してください。

	内 容	日 程
①	法人募集開始	平成30年11月1日（木）
②	募集要項説明会及び現地見学・保育見学会【事前申込制】	平成30年11月20日（火） ※現地見学・保育見学については随時受付
③	応募書類記入方法に係る相談会【事前申込制】	平成30年11月21日（水）～12月14日（金）
④	応募書類受付【予約制】	平成30年12月25日（火）～平成31年1月8日（火）

⑤	第1次審査期間	平成31年1月～3月
	現地調査	
	第2次審査期間	
⑥	指定法人の決定・公表	平成31年3月

7 応募方法

(1) 募集要項の配布について

平成30年11月1日（木）から、奈良市公式ホームページにて、募集要項集や応募書類その他関連資料等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 募集要項説明会及び現地見学・保育見学会の開催について

応募書類の受付に先立ち、募集要項説明会及び移管予定施設現地見学・保育見学会（事前申込制）を平成30年11月20日（火）に奈良市立鶴舞こども園で開催します。この説明会及び見学会には、応募する法人は極力参加してください。

参加申込方法については、平成30年11月16日（金）午後5時までに、「募集要項説明会及び現地見学・保育見学会参加申込書」を電子メールにて子ども政策課へ送付してください。受信確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。参加申込を受付次第、詳細な日時や留意事項等を記載した参加受付証を送付します。

なお、移管予定施設について、より法人の皆様へ知っていただく機会として、現地見学及び保育見学（幼小連携について等）について、別日程で個別対応しますので、参加を希望する法人は参加希望日の1週間前までに「現地見学及び保育見学参加申込書」を電子メールにて子ども政策課へ送付してください。

(3) 応募に係る質問について

応募に関する質問は、平成30年12月12日（水）午後5時までに、「質問書」を子ども政策課宛てに電子メールにて送付してください。受信確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。

受付した質問については、平成30年12月14日（金）までに奈良市ホームページに掲載し、回答します。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力をもつものとします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

(4) 応募書類の提出について

応募書類の提出は、持参のみとします。なお、応募書類の提出にあたっては、資料の内容を説明できる方がお越しくください。応募書類一式に不備や不足がある場合は、受付できません。

①受付期間

- ・平成30年12月25日（火）から平成31年1月8日（火）まで
- ・午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

②受付予約

- ・応募書類確認のため、受付は予約制とします。
- ・応募しようとする法人は、平成30年12月19日（水）までに受付予約票をメールにて送付してください。

③提出場所

- ・奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市子ども未来部 子ども政策課（市役所中央棟3階）

(5) 応募書類について

- ① 応募書類については、「奈良市公私連携幼保連携型認定こども園指定法人応募書類一覧表（兼チェックリスト）」のとおりとします。様式の指定があるものについては、奈良市ホームページより様式をダウンロードして作成してください。
- ② 提出部数については、正本1部、副本10部とします。資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで標示してください。

(6) 応募に係る注意事項

- ① 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めませんので、できる限り期限に余裕を持って提出してください。ただし、市から指示した場合は除きます。
- ② 本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ③ 市が必要と認める場合、本公募に応募した事業者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- ④ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定等に必要の場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとしません。また、提出書類等については、返却しません。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

8 選定方法

指定法人の選定にあたっては、別紙3「指定候補法人の選定方法及び選定基準について」の内容に基づき、「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、奈良市長が指定法人を決定します。

なお、次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その法人を失格とします。

- ① 「4 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合。
- ② 選定後、市の承諾を得ずに応募書類の内容を変更した場合。
- ③ 引継及び共同保育、三者協議会等、民間移管に係る手続きにおいて、保護者及び地域への説明及び対応が誠実に行われていないと確認された場合。
- ④ その他、民間移管を期間内に履行することが困難であると市が判断した場合は、法

人と協議の上、決定を取り消すことがあります。

9 覚書の締結

指定法人決定後、応募内容の確実な履行のほか、引継ぎや三者協議会の実施等、移管に向けた取り組みを円滑に進めることを目的として、市と指定法人との間で覚書を締結し、遵守していただきます。(別紙5「奈良市立鶴舞こども園移管前の運営等に関する覚書(案参照)」)

10 移管に向けた施設整備

鶴舞こども園の民間移管に際して、定員増員及び3号認定の利用定員を設定することになりますので、指定法人に施設整備を行っていただく必要があります。

鶴舞こども園の周辺状況として、鶴舞小学校に隣接しているほか、園敷地南側ではUR都市機構(独立行政法人都市再生機構)による建替事業が実施されていますので、施設整備の検討にあたっては、別紙8「施設整備に係る基本事項について」の内容を必ず確認してください。

11 引継・共同保育

指定法人決定後に締結する別紙5の覚書と別紙1「奈良市立鶴舞こども園移管に係る諸条件」のほか、指定法人決定後に奈良市が策定する引継計画(別紙6「引継ぎの概要について」参照)に基づき実施します。引継・共同保育の実施にあたって必要となる人員等については、指定法人において確保してください。

なお、引継・共同保育の実施に係る経費については、奈良市が定める範囲内で一部を負担する予定です。引継・共同保育を行う年度の予算の状況により、奈良市が負担する内容を変更する可能性があります。

12 三者協議会

市立施設の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しいこども園とともに築き上げていくことを目的として、移管後の運営に関する諸事項について、対象施設の保護者代表・指定候補法人・奈良市の三者で協議し、合意形成を図ることを目的として、別紙7「三者協議会の設置について」に基づき、指定法人の選定後に三者協議会を設置します。

13 市議会における承認

市立施設の民間移管及び、移管に関する予算の執行等にあたっては、奈良市議会における議決が必要となります。仮に市議会の承認が得られない場合は、移管に係る事務を停止する場合があります。

14 協定の締結

指定法人に移管する市立施設の移管後の運営について、別紙2「奈良市立鶴舞こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園設置に係る協定骨子（案）」をベースに、引継・共同保育や三者協議会等を経て、在園児保護者や地域からの意向を聴取した上で協定書の内容を確定します。その後、市と指定法人との間で協定を締結することになりますので、指定法人は、関係法令等を遵守し適正に運営するとともに、奈良市の指示・指導内容を遵守し、かつ当該協定書に記載された条件を遵守しなければなりません。

なお、当初の協定の有効期間については20年とし、期間満了後については、移管先法人が適切な運営が行われていると奈良市が認める場合、その後の協定期間については協議したうえで、更新することとします。

15 その他

現在奈良市では、保育所等の待機児童解消や幼児教育における3歳児保育の完全実施等、就学前の教育・保育施設の利用に係る需給マッチに向けて、様々な取り組みを行っているところです。特に市立幼保施設については、「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づく統合・再編を行っているところであり、今後周辺の教育・保育施設の状況が変わり、本市施策に変更が生じる可能性もあります。このように本市施策に変更が生じたり、また、国の施策に変更が生じた場合は、事業計画の内容を変更いただく場合があります。今後、国の施策に注視していただくとともに、奈良市が取り組む施策については、奈良市子ども未来部子ども政策課のホームページをご参照ください。

【問い合わせ先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部 子ども政策課

(奈良市役所中央棟3階)

Tel : 0742-34-4792 / Fax : 0742-34-4798

Mail : kodomoseisaku@city.nara.lg.jp